



学校だより

9月号

令和6年9月13日



オリパラから学ぶことと大森小のめざす子どもの姿

校長 樋口雅也

夏休みが明け3週間が経ち、子どもたちはしっかりと学校生活のペースを取り戻しました。夏休み期間の家庭や地域での経験を通して、一段と成長した姿を感じることができます。

さて、「観測史上最も暑い夏」これは昨年9月の学校だよりでもキーワードにした言葉ですが、今年の夏は昨年の暑さを上回り、2年続けて「観測史上最も暑い夏」の記録を更新したと言われます。9月に入っても残暑は厳しく、学校でも屋外活動の制限を余儀なくされる日が続いています。引き続き、子どもたちの健康管理には十分注意をはらい、子どもたちが安心して学べる環境づくりに努めてまいります。

記録的な暑さは強烈な印象を残しましたが、この夏の大きな話題は、やはりパリオリンピック・パラリンピックであったかと思えます。本校の6年生とともに、昨年ジャパンパラ車いすラグビー競技大会を観戦したことから、車いすラグビーの日本代表チームが見事金メダルを獲得したことが、個人的には最も心に残りました。他にも数々の名場面がありましたが、選手たちが目標に向かって努力し続ける力や、最後まであきらめずに競技に取り組む姿は、本校のめざす以下の教育内容とも大きくかかわってきます。

本校は、校内研究としてキャリア教育に取り組んでいます。キャリア教育というと、「職場体験」などの職業教育をイメージされるかもしれませんが、もちろん職業教育もキャリア教育の一環ではありますが、本校で取り組んでいるのは、教科の学習との関連を図りながら、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力や態度を培うことに重点を置くものです。具体的に育成をめざすのは以下の4つの力で、子どもたちとは「かがやく生き方力（いきかたりよく）」という言葉で共有しています。

【かかわる力】 他者の考えや立場を理解したり、他者に働きかけたりする力

【みつめる力】 自己の役割を理解し、前向きに考える力

【いかす力】 課題を発見し、解決をめざす力

【つなぐ力】 学ぶことの意義を理解し、自己の将来を見据える力

例えば、体育の跳び箱の学習で「どのようにしたらうまく跳べるようになるか」と自分自身で課題を見つけ、その克服に向けて一生けん命挑戦する姿勢は**【みつめる力（勇気をもってチャレンジする力）】**になります。

オリンピック選手にしかできないことではなく、1年生でも6年生でも自分なりにチャレンジする気持ちはもつことができます。そしてその力は将来の社会的自立に向けとても大切な力になってくるのです。

前期も終盤にさしかかり、まとめの時期となります。前期にできるようになったことは何か、そして後期に向けて努力すべきことは何かを一人一人が振り返り、着実な歩みを進めてほしいと願っています。保護者のみなさまも、子どもたちの成長を支える励ましの声かけをよろしくお願いします。

【秋の全国交通安全運動】

9月21日（土）～9月30日（月）まで秋の交通安全運動が実施されます。日没時間が早まり、薄暮時や夜間の交通事故が増加する傾向にあります。歩行中や自転車乗用中などの交通安全について、ご家庭でもお話しください。

☆☆☆ 9・10月の行事予定 ☆☆☆



9月の予定	10月の予定
17日(火) 市教研 木曜5校時日課	4日(金) 校外学習(1年)
18日(水)～20日(金) 木曜5校時日課	7日(月) クラブ活動
19日(木) 図書ボランティア読み聞かせ	8日(火) 前期給食最終日
24日(火) 6年特設陸上クラブ放課後練習開始	9日(水) なかよし遠足(弁当)
25日(水) 校外学習(4年)	10日(木) 前期終業式 短縮日課
27日(金) 模擬選挙(5・6年) 出前授業(4年)	11日(金)～15日(火) 秋季休業
30日(月)～10月2日(水) 移動教室(5年)	15日(火) 学校閉庁日
※9月24日～10月31日まで、放課後に陸上大会に向けた練習時間を確保するために、毎日木曜日課となります。	16日(水) 後期始業式 短縮日課
	17日(木) 後期給食開始 市民の日給食(神谷市長来校) 学区探検(2年)
	18日(金) なかよし遠足予備日
	24日(木) 管理訪問(※下校時刻変更有り)

<市民の日給食の試食に神谷市長が来校します>

10月17日(木)の給食は「市民の日特別メニュー」です。当日は、神谷市長や鶴岡教育長をはじめとする教育委員会の方々が、子供たちとの会食のために来校します。当日の献立は、次のとおりです。

市民の日特別メニュー:ごはん(千葉市内産新米コシヒカリ)、いわしのから揚げねぎソースがけ、切干大根の磯風味和え、しょうが入り鶏ごぼう汁、ちはなちゃんゼリー、牛乳

<学校における合理的配慮の提供について>

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校(学級担任)にお申し出ください。

<学校給食費の保護者等負担軽減のお知らせ>

千葉市では、食材の物価高騰に対応するため、食材費の一部(給食費一食の16%分 1～3年43円、4～6年46円)を市が負担し、これまで通りの栄養バランスや量を保った安全安心でおいしい給食を提供します。本件に伴う学校給食費の増額はありません。

